

○農林水産省告示 第二百三十九号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十四条の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法を次のように定め、平成二十一年二月二十日から施行する。なお、平成十三年三月二十六日農林水産省告示第四百四十九号（獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件）は平成二十一年二月二十日をもって廃止する。

平成二十一年二月二十日

農林水産大臣 石破 茂

獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件

（実効線量への換算）

第一条 獣医療法施行規則（以下「規則」という。）第六条から第六条の四まで、第六条の六から第六条の八まで、第六条の十及び第六条の十一の実効線量については、放射線の種類に応じて次の式により計算することができる。

一 放射線がエックス線又はガンマ線である場合

$$E = f_x D$$

この式において、 E 、 f_x 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。

E 実効線量（単位 シーベルト）

f_x 別表第一の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、それぞれ第二欄に掲げる値

D 自由空気中の空気カーマ（単位 グレイ）

二 放射線が中性子線である場合

$$E = f_n \Phi$$

この式において、 E 、 f_n 及び Φ は、それぞれ次の値を表すものとする。

E 実効線量（単位 シーベルト）

f_n 別表第二の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、それぞれ第二欄に掲げる値

Φ 自由空気中の中性子フルエンス（単位 個毎平方センチメートル）

2 放射線の種類が二種類以上ある場合にあっては、放射線の種類ごとに計算した実効線量の和をもって、第一項に規定する実効線量とする。

（内部被ばくによる線量の測定）

第二条 規則第十四条第五号の内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素について別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量

を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、農林水産大臣が認めた方法により測定する場合は、この限りではない。

- 2 内部被ばくによる実効線量の算出は、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。この場合において、二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。

$$E_i = e \times I$$

この式において、 E_i 、 e 及び I は、それぞれ次の値を表すものとする。

E_i 内部被ばくによる実効線量（単位 ミリシーベルト）

e 別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ、吸入摂取の場合にあつては同表の第二欄、経口摂取の場合にあつては同表の第三欄に掲げる実効線量係数（単位 ミリシーベルト毎ベクレル）

I 吸入摂取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量（単位 ベクレル）

（実効線量及び等価線量の算定）

第三条 規則第十四条の実効線量は、次に掲げる外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。

- 一 外部被ばくによる実効線量 一センチメートル線量当量（規則第十四条第二号の規定により測定を行った場合は、適切な方法により算出した値）
- 二 内部被ばくによる実効線量 第二条第二項の規定により算出した値

- 2 規則第十四条の等価線量は、次のとおりとする。

- 一 皮膚の等価線量は、七十マイクロメートル線量当量（中性子線については、一センチメートル線量当量）とすること。
- 二 眼の水晶体の等価線量は、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- 三 規則第十三条第二項第三号の妊娠中である女子の腹部表面の等価線量は、一センチメートル線量当量とすること。